

災害復旧工事における特例措置の継続について（お知らせ）

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、今後も継続的な災害復旧工事の発注にあたり、スムーズな施工を図り、迅速に災害復旧を行うため、下記の 3 項目についての特例措置を継続しますので、遺漏のないようお願いいたします。

1. 特例措置を継続するもの

(1) 主任技術者等の兼務制限の緩和【継続】

請負金額 500 万円以上 4,500 万円未満の工事の主任技術者、請負金額 4,500 万円未満の工事の現場代理人について、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととします。

請負金額 (税込)	兼 務 制 限			
	緩和前		緩和後	
	主任技術者	現場代理人	主任技術者	現場代理人
1 億円 (2 億円)	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
4,500 万円 (9,000 万円)	2 件以内 ○密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所で施工するもの ※監理技術者の場合は不可	2 件以内 ○同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る	2 件以内 ○密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所で施工するもの ※監理技術者の場合は不可	2 件以内 ○同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る
	3 件以内 ○災害復旧工事を 2 件以上含めば、最大 5 件まで	3 件以内 ○現場をおおむね 10 分以内で移動可能な災害復旧工事は除く	H30.11～ ○災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人の件数を除く	H30.11～ ○災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人の件数を除く
	兼務制限なし		兼務制限なし	
500 万円 (1,500 万円)				

※ 点線下線部分は、前年度からの変更分（建設業法及び同施行令の一部改正に伴う変更）

①上段：[変更前]8,000 万円→[変更後]1 億円 下段：[変更前]設定なし→[変更後]2 億円

②上段：[変更前]4,000 万円→[変更後]4,500 万円

下段：[変更前]8,000 万円→[変更後]9,000 万円

※（ ）内は、建築一式工事の場合

※表の件数は庄原市内の工事とします。

※「密接な関係」とは、下記のいずれかに該当する場合を示します。

- ・工事の対象となる工作物に一体性や連続性がある場合
- ・施行にあたり、相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合など）

※上記の取扱により兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人については、「誓約書」及び「現場代理人兼務申請書」の提出は不要とします。

(2) 下請発注時の届出の省略【継続】

災害復旧工事に限り、下記の書面の届出を不要とします。

- 市内業者との下請交渉が不成立となった際の「下請不成立報告書」に添付する相手業者からの証明書類

※「下請不成立報告書」の届出は必要です。「区画線工」を市外業者へ下請発注する際の「理由書」は、災害復旧工事を問わず不要としております。

(3) 契約保証金の免除【継続】

平成 30 年から令和 5 年に発生した災害に加え、庄原市が発注する令和 6 年に発生した災害における災害復旧工事についても、施工中の災害復旧工事等と並行して工事を進めていくため、請負金額(消費税込)が 1 億 5,000 万円未満の場合に限り、契約金額が 500 万円(消費税込)以上の際に請負者に義務付けている契約保証の納付を免除します。

入札案件においては、この旨を公告文書等に記しますので、内容についてよく参照のうえ入札に取り組んでください。

2. 適用期日(継続分)

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号
庄原市役所 総務部 管財課 契約係
TEL 0824-73-1203(直通)
E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp